

情 個 審 答 申 第 1 9 号  
令和7年（2025年）11月7日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 澤 田 道 夫

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年（2024年）11月6日付け、政企発第162号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

「市長への手紙」への回答に係る決裁文書等に関する保有個人情報の訂正をしない旨の決定に対する審査請求について



## 答 申

### 第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った保有個人情報の訂正をしない旨の決定は、妥当である。

### 第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）7月4日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）に基づき、「2017年10月11日から本請求日までの、広聴課に対する請求者からの問合せ、お願い、相談等（メール、電話、ひごまるコール、市長への手紙、面談等）に関する請求者、担当課／担当者（市長を含む）とのやり取り記録（面談／電話／メール等）のすべて」の保有個人情報開示請求を行った。
- 2 これに対して、実施機関は、令和5年（2023年）8月24日、保有個人情報開示（全部開示）の決定を行い、開示請求者に関する電子メール情報等を開示した。
- 3 これに加えて、令和6年（2024年）1月16日、実施機関は上記1の請求について保有個人情報開示（全部開示）決定（追加分）を行い、「市長への手紙『市からの謝罪について』の対応について」（以下「開示文書1」という。）及び審査請求人が実施機関宛に送付していた「市からの謝罪について」並びに「市長への手紙『市長への手紙に対する回答に関する質問』の対応について」（以下「開示文書2」という。）及び「市長への手紙」に関する回答内容等の記録（以下「開示文書3」という。）を開示した。
- 4 同年4月22日、審査請求人は、法律に基づき、開示文書1及び開示文書2の文中に記載されている「市長への手紙」を受け付けた日付（以下「日付部分」という。）については日付の訂正を、開示文書1、開示文書2及び開示文書3の文中の、「既に市長から回答を行った市長回答に関する更なるご意見等に関しては回答を行っていない」等の記載部分（以下「回答方針部分」という。）については審査請求人への「回答の実施、もしくは市長までの供覧/その結果の開示」を求めて、保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- 5 これに対して、実施機関は、同年5月21日、日付部分については保有個人情報の訂正をする旨の決定を行い、回答方針部分については保有個人情報の訂正をしない旨の決定（以下当該保有個人情報の訂正をしない旨の決定を「本件処分」という。）を行った。
- 6 同年8月20日、審査請求人は、本件処分を不服として、その取消しを求める審査請求書を実施機関に提出した。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

- (1) 実施機関は「当該決裁の起案当時において本市内部で確認できた事実に基づく判断を記載したものであって、訂正請求の対象となる『事実』には当たらないため」訂正はしないと主張するが、「当該決裁の起案当時において本市内部で確認できた事実」が明確でないため、決定は不当である。また、「確認できた事実」に、第三者が客観的に確認できる事実（熊本市市民の声取扱要綱（以下「要綱」という。）第6条「回答の基準」）が含まれていないためである。
- (2) 要綱第6条には、「回答の基準」が明記されているが、回答をしない項目として「既に市長から回答を行った市長回答に関する更なるご意見等に関して」は存在しない。
- (3) 求めるのは、「記載された判断」の訂正ではなく、「確認できた事実」の訂正である。
- (4) 実施機関は、自らが判断した行為とその結果は、訂正請求の対象となる「事実」には当たらないと主張するが、「現実存在する事柄」、すなわち要綱による判断が行われていないことが「事実」である。
- (5) (4)の状況は「熊本市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」の「第8 訂正決定等の審査基準」「1 訂正請求の対象」における、「評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実該当する」に相当することから、訂正しないのは不当である。
- (6) 質問（市長への手紙）の回答に関する評価の前提となっている「本市内部で確認できた事実」には誤り、もしくは不足（市民が確認できる事実「要綱」）があると主張する審査請求人に対し、具体的かつ客観的な事実を持って否定ができないのであれば、処分庁には訂正等を行う義務が生じる。

#### 2 実施機関の主張

法律第90条が定める訂正請求権は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときに、当該個人情報の訂正を請求することができるものである。

審査請求人が求める内容は、本来、法律が規定している訂正請求の範疇を超えた「回答の実施、もしくは市長までの供覧/その結果の開示」という内容であり、そもそも不適法なものであるから、審査請求についても直ちに棄却されるべきものであるが、仮に審査請求人が求める内容が「回答の実施、もしくは市長までの供覧/その結果の開示」の対象に係る事実関係についての訂正を求めるものであると善意解釈したとしても、当該事実については、当該決裁の起案当時において本市内部で確認できた事実に基づく判断を記載したものであって、訂正請求の対象となる「事実」には当たらない。

### 第4 審議会の判断

#### 1 審査請求人が訂正を求めている自己に関する保有個人情報

審査請求人が実施機関に対し訂正を求めている保有個人情報は、回答方針部分である。

#### 2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件における保有個人情報について、法律、関係法令、条例、関係資料等を総合的に勘案し、訂正をしない旨の決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、法律等に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

#### 3 本件処分の妥当性について

訂正請求の対象は評価・判断には及ばないところ、回答方針部分は、決裁当時に実施機関が行った、「市長への手紙」に対する回答に関する意見には回答を行わないという、当該決裁の起案当時における本市の判断を記載したものであるから、訂正請求の対象には当たらない。

この点、審査請求人は審査請求書の中で、審査請求人が求めるのは「記載された判断」の訂正ではなく、「確認できた事実」の訂正と主張しているが、「回答の実施、もしくは市長までの供覧/その結果の開示」への訂正を求めている趣旨からすれば、それは評価・判断の訂正を求めるものと言わざるを得ない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件処分に係る訂正請求については、いずれも訂正すべきと認める理由がないため、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

|         |   |       |
|---------|---|-------|
| 会       | 長 | 澤田 道夫 |
| 会長職務代理者 |   | 河津 典和 |
| 委       | 員 | 魚住 弘久 |
| 委       | 員 | 岩橋 浩文 |
| 委       | 員 | 北野 誠  |

〔参考〕

### 審議会の審議経過

| 年 月 日                 | 審 議 経 過                                                                                                   |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年（2024年）<br>11月6日  | 熊本市長から諮問（令和6年（2024年）<br>11月6日付け）を受けた。<br>熊本市長から審査請求書の写しを受理した。<br>熊本市長から弁明書の写しを受理した。<br>熊本市長から反論書の写しを受理した。 |
| 令和7年（2025年）<br>10月17日 | 諮問の審議を行った。                                                                                                |
| 令和7年（2025年）<br>11月7日  | 答申案の審議を行った。                                                                                               |